

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市立学校施設の使用の許可の取消等	
根拠条例等・条項	社会教育法第45条第1項 堺市立学校施設使用規則	
所 管 課	学校管理部	学校管理課
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない </div> <p>○堺市立学校施設使用規則 （使用の許可の取消し等）</p> <p>第3条 校長は、学校施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止を命じることができる。</p> <p>(1)前条第3項各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(2)その権利を他人に譲渡し、又は他人に使用させ、若しくは許可を受けた目的以外に使用したとき。</p> <p>(3)使用の許可に付した条件に違反したとき。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ・聴 聞 ・弁 明 </div>
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	